

改正概要説明書	
国名： オーストラリア	法令名： 意匠法
改正情報： 2013 年法律 No. 13 まで改正された 2013 年 4 月 15 日施行の 2003 年法律 No. 147	
改正概要：	
<p>1. 連邦巡回控訴裁判所</p> <p>連邦巡回控訴裁判所に関する 2013 年法律 No. 13 に基づき，管轄権に関して第 83A 条が新設され，さらに連邦裁判所に並び連邦巡回控訴裁判所が追加された。(第 5 条，第 28 条，第 50 条，第 52 条，第 54 条，第 67 条，第 68 条，第 82 条，第 83 条，第 84 条，第 86 条，第 87 条，第 88 条，第 89 条)</p>	
<p>2. 意匠局の支局</p> <p>登録官は支局を設置するだけでなく廃止する権限も持つことが規定された。(第 125 条)</p>	
改正内容：	
<p>・ 第 5 条 定義</p> <p>「条約国」の定義が，第 5A 条の新設に伴い「本法の適用上の条約国であると規則によって宣言された国をいう。」から「第 5A 条に付与される意味を有する。」に変更された。</p> <p>美術的著作物に関連する「対応する意匠」の定義が削除された。</p> <p>「連邦巡回控訴裁判所」及び「連邦裁判所」の定義が規定された。</p> <p>「所定の裁判所」としてオーストラリア連邦巡回控訴裁判所が追加された。</p>	
<p>・ 第 5A 条 条約国の意味</p> <p>新設条文である。</p>	
<p>・ 第 28 条 意匠出願の補正</p> <p>(5)において，連邦巡回控訴裁判所が追加された。</p>	
<p>・ 第 50 条 放棄に基づく登録の取消</p> <p>(6)において，連邦巡回控訴裁判所が追加された。</p>	
<p>・ 第 52 条 申請に関連する手続</p> <p>(7)において，連邦巡回控訴裁判所が追加された。</p>	
<p>・ 第 54 条 登録の放棄に続く取消後の権原者による申請</p> <p>(4)において，連邦巡回控訴裁判所が追加された。</p>	
<p>・ 第 67 条 登録が有効である場合の審査証明書</p> <p>(4)において，連邦巡回控訴裁判所が追加された。</p>	

・第 68 条 審査後の登録取消

(6)において、連邦巡回控訴裁判所が追加された。

・第 82 条 簡単な概略

連邦裁判所に連邦巡回控訴裁判所が追加された。

・第 83 条 連邦裁判所の管轄権

(2)において、連邦裁判所の管轄権が明確化された。

・第 83A 条 連邦巡回控訴裁判所の管轄

新設条文である。

・第 84 条 その他の所定の裁判所の管轄権

(1)において、連邦巡回控訴裁判所が追加された。

・第 85 条 管轄権の行使

第 83A 条が追加された。

・第 86 条 手続等の移送

(3)は新設項目である。

・第 87 条 上訴

(2)において、連邦巡回控訴裁判所が追加された。

・第 88 条 上訴の審理における連邦裁判所及び連邦巡回控訴裁判所の権限

連邦裁判所に連邦巡回控訴裁判所が追加された。

・第 89 条 登録官は上訴の審理に出頭することができる

連邦裁判所に連邦巡回控訴裁判所が追加された。

・第 125 条 意匠局

(2)において、「各州に意匠局の支局を置く。」が「登録官は、適切とみなす場合に、1 以上の意匠局の支局を置くことができる。」に変更された。

(3)は新設項目である。

・第 144 条 書類の提出

旧法(a)の内容が削除された。